

## 八千代市自治会連合会弔慰規程

### (目的)

第1条 この規程は、八千代市自治会連合会が市内における自治会・町会・区等（以下「自治会等」という。）の長に対する弔慰について必要な事項を定めることを目的とする。

### (弔慰の給付)

第2条 自治会等の長が死亡したときその遺族に対し、弔慰金10,000円と花環若しくは生花を給付する。

### (委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要と認められる事項は会長が役員会に諮って定める。

### 附則

- 1 この規程は、平成4年5月7日から施行する。
- 2 八千代市区長連合会弔慰給付金要領（昭和61年10月5日）は、廃止する。

### 附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。